

平成 26 年度第 2 回
横浜市公共事業評価委員会
平成 26 年 12 月 25 日(木)
横 浜 市

【H25：健福—2】事前評価

意見具申に対する対応報告

日野公園墓地納骨堂整備事業

(健康福祉局)

事業評価に係る意見具申に対する対応状況調査票

報告年度	平成 26 年度	番号	平成 26 年度 健福 - 2
事業名	日野公園墓地納骨堂整備事業		
事業期間	平成 24 年度～平成 29 年度予定		
担当	健康福祉局環境施設課		
意見具申	今後の墓地整備にあたっては、公と民の役割分担に関する考え方を整理し、事業を進めるようにしてください。		
意見具申に対する対応	<p>墓地は生活を営むにあたっての重要な都市施設であり、墓地経営にあたっては持続性、非営利性が求められています。そのため、厚生労働省通知によると、墓地経営主体は地方公共団体が原則であり、これに寄りがたい事情があっても宗教法人又は公益法人に限られるとしており、本来であれば墓地は公共が整備をして安定的な供給を目指すことが必要です。しかしながら、高度成長期以降市営墓地の量的供給が難しく、宗教法人等の民営による墓地整備が中心となってきた事情等歴史的な経過から、現在の市内の墓地区画数のうち市営墓地が占める割合は 14% と他都市に比べて非常に低い状況にあります。</p> <p>一方公営にも民営にもそれぞれ特性や強みがあり、互いの特性を活かしながら安定して適切な墓地の供給を図っていくことが市民の墓地需要を満たすためには必要です。</p> <p>市内の新規墓地建設のうち、約半数で周辺住民と事業者との間で紛争が発生したことや、宗教法人の名を借りて実質的に経営の実権を営利企業が握るいわゆる「名義貸し等」への懸念から、その方策が求められ、本市では墓地の経営許可条例を平成 23 年に改正しました。改正前に比べ財務に関する基準が強化されたこと等から、条例改正後の民営墓地の整備状況は以前よりも少ない件数で推移しています。従って、民営墓地の供給のみで多数の市民ニーズを満たすことは難しい状況にあります。</p> <p>また、墓地に対する市民のニーズが多様化してきており、これに対応する形態や、周辺住民や環境に配慮した緑豊かな墓園を供給するためには、市営墓地整備が必要です。</p>		
対応状況及び進ちよく見込み ※	平成 26 年度実施設計 平成 27 年度から平成 29 年度 建築、造成工事 平成 29 年度 指定管理者選定、供用開始、使用者募集		

※対応状況及び進ちよく見込みは、時期を記載して下さい。